

# 琉球大学学術リポジトリ

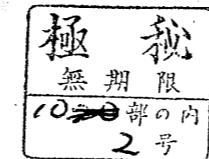
## 沖縄・対米交渉（2）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 大蔵省主計局, 沖縄返還交渉全般 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43403">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43403</a>

沖繩返還交涉全般(1)(2)(3)(4)

(20)

有馬可揚吉



沖縄返還交渉全般について

昭和46.3.20

アメリカ局  
条約局 3月31日  
4月1日

I 各項目毎の検討（わが方よりみた緊要度順に列記）

A グループ

1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い
2. 米資産引き継ぎ
3. 施設・区域
4. 労務
5. VOA
6. 航空
7. 請求権

B グループ

1. 裁判引き継ぎ関係
2. 地位協定の適用（施設・労務以外の分野）
3. 作為・不作為
4. 前文、返還地域の定義等、条約適用
5. 復帰目標日

（コピー、返還協定関係交渉（I）（全般）（II）にあり。）

6. 防衛交渉

○ グループ

1. 第三國関係全般
2. その他

II タイミング（作業目標）

III 交渉体制等

大臣：企業  
半額で返還（米側希望最大限に含めよ）  
大臣

VOA  
ナセバ返還

### I 各項目別の検討（わが方よりみた緊要度順に配列）

#### A グループ

##### 1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い

(1) 近く昨年12月の在京米大使館質問事項に対する回答を大臣、米大使レベルで手交できるよう、目下関係各省と案文協議中のところ、上記に次いで4月上旬頃には、日本政府として的一般的対処方針（国内措置）を米側に文書で示し、もつて返還協定に本問題を規定せざること（注）を確認することが考えられており、米側もその内容につき納得できれば上記方式に反対しないとの感触である。

（注）米本国政府に対し若干有力上下院議員より規定方の強い要望がなされている。

(2) 現在残された問題点は、(1)大企業中のフェアチャイルド社の扱い（ガルフ、エッソについては話合い進行中）、(2)自由業者中弁護士、医師の取扱い、及び(3)下記(3)の諸問題であるが、(1)については、通産省・フェアチャイルド社間の

話合いが軌道に乗る見通しどとつてあり、結局(2)が対内、対米両面でなお努力を要するところである。

焦点は、復帰後の活動に対し期間制限及び地域制限を付するか否か、付するとすればどの程度か、にあるが、米側議会筋に対するこれら弁護士の影響力も勘案し、弁護士については、期間はいわゆる「一代限り」、地域は沖縄（ただし、最高裁への事件係属等の例外は考慮）とすることが妥当と考えられる（注）。医師は一代限りで沖縄のみ（例外なし）とすべきであろう（ただし、対米交渉に当つては、当初よりここまで示すことはなかるべき）。

（注）この場合対象は現にアクティブに活動中の者に限ること、及び眞に外国での弁護士資格を有しているかを確認することが必要。

#### (3) その他の問題

(1) 地位協定第14条契約者の候補者の取

扱いについては、米側よりの具体的な要請をまち、個々の業者につき検討を要する。

- (四) 国県有地の外国または外資系企業への  
賃貸の継続については、実態調査を進め  
るとともに、個々の国県有地について、  
復帰後貸付けあるか否かを判断の上、特  
に県有地については、いかなる形式で貸  
付を継続するかを決定する必要がある。

(沖縄住民に対する国県有地貸付け件数も多いので、それらの契約の取扱いとの整合性も考慮の要あり。)

- 3 -

角毛  
丝毛

## 2. 米資産引継ぎ

- (1) 200のうち年次予算措置分をなるべく多く、協定明記分（175の上乗せ）をなるべく少なくするとともに、明記分については十分な根拠がなければならないとの方針の下各項目及び額につき3月末～4月初めには対米合意に達すべく努力する。具体的には那覇空港（P3哨戒機の撤去）、同軍港（部分的にも解放させる）及び退職金の扱い（計上額、内容等）など他の交渉項目（施設、労務などとえは下記(3)(4)(回4等)との関連事項が中心課題

(2) 大蔵省と早急に方針を確定の要あり。  
 (事務レベル試案別途作成中)

(3)(1) 返還協定には一般的な資産引継ぎに関する規定と  
 対米支出（175プラス上乗せ分）規定の2本柱とし、両者間にこれをいくらで貰取つたという直接の関連をもたせないようにする。（国会説明もこの趣旨で行

- 4 -

300 - 調査結果の説明。

なうものとする。)

(四) 米側は国内的必要上資産引継の細目事項に関する文書(売買契約類似)作成を強く望んでいるが、当方は引継ぎは売買に非ずとの基本態度より反対、上記(A)のほか鑑定とは別に引継財産の確認文書及び要すれば当方により各公社の契約履行意図の確認(形式未詳)を以てこれに代えることを検討中。

### 3. 施設・区域の提供

- (1) 返還協定中施設・区域の提供に関する条項については、当方としては米側の「現存のものを引き続き使用する」との案に対し合意したものを提供することを規定するよう主張しており、米側も基本的には反対がないと見受けられるが、このほか米側は小笠原協定と同様の但し書を強く望んでおり、案文の作成は、提供すべき施設・区域の実体及び軍用地の確保上の国内措置の方針(下へは、参考記(3)を参照)がある程度つまつた上で行なう。  
わることとなる。
- (2) 各種調査、S T G 施設小委での米側説明等により、米軍現有施設の大要は把握しつつあり、目下こちらを整理するとともに、わが方の立場からする提供、不提供の区分け作業を始めている。この結果に基づいて外交レベルでの対米交渉(注1及び2)を急速に進め、協定署名時までに施設の扱い

◎ 一時使用の問題 ( 沿海運搬等 )

◎ 現地運搬

に関するリストを(施設名のみ。内容の説明は付さない。)作成することとなつてゐる。上記リストには、提供施設、不提供施設のほか、復帰時に提供はするがそのあと一定の期限内に返還または移転されるべきもの、共同使用が行なわれるべきものも含ませることが考えられるが、この点は更に検討を要する。また、リストの体裁、署名の方法、別途公表用リストの要否の問題も確定していない。

(注1) 特定の施設の解放は、政治的考慮からするもの(那覇空港、那覇軍港与儀貯油施設、マチナト住宅区域)のほかは、まだ具体的かつ明確には米側に伝えていない。(S T G 施設小委では主として技術的な観点などから地位協定の対象になりにくいと思われるものを示してある。)

(注2) 考慮の点は(1)不要不急のもの

は提供しないとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(2)民生、開発の面からの考慮を払うとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(3)現地の各種要望については慎重に検討するとともに、これができる限り考慮したとの形をとること、(4)各省庁との意見調整を十分に図ること。

(3) 今後の問題点次のとおり。

(1) 那覇空港：復帰時完全な日本の空港(運輸省所管)とすることが内政上不可欠とみられるが、米海軍哨戒機(P3)部隊が引き続き常駐(空軍機は撤去決定すみ)するとすれば同空港は提供施設とせざるをえず、決定的な障害となるので、海軍部隊の移転が必要である。米側は唯一の移転先たりうる嘉手納基地につき空軍は将来の拡張計画にそなえ海軍機受入れ設備の建設に反対していると説明して

いるがわが方としてはこの点あくまで移転を主張すべきであると考えられる。

(なお同空港の民生資産類似性及び上記設備建設費を日米いずれか負担するかの点を含め、米資産の引き継ぎ交渉との関連が生じている。)

(a) 那覇軍港　米側は将来に備え軍港部分の解放は不可能の旨示唆しているが、上記(a)とやや類似した問題である。

(b) 土地の確保　施設区域の提供と関連する最大の問題で、契約に応じない者についての法律的措置が特に重要であるところその大綱を関係省庁が早急に決定するよう働き掛ける必要がある。

(c) 施設・区域と関連する特殊な問題に、沖縄－台湾間海底ケーブルの扱いがある。本件について目下部内で検討中であり、追つて郵政省とも協議の上日本側としての万針を固める必要がある。

大臣の内閣會議  
議事録

（付）施設・区域提供との関連で沖縄における米軍の特殊な活動（たとえば(A)特殊部隊は第三國人のゲリラ訓練を行なつてゐる。(B)陸軍情報学校は第三國人に情報活動万法等を教えてゐる。(C)第7心理作戦部隊の在韓分遣隊が北鮮側に流布するパンフレット等は沖縄で印刷されている。また、同分遣隊の主として北鮮向けのいわゆる「国連軍の声」の原稿の一部等が沖縄で作成され沖縄から同分遣隊に電送または送付されている。等）については、米側との折衝を通じその活動の実体を把握するとともに、その活動の性格が安保条約の目的に著しくなじまないものについては返還に際し米側がその活動を中止、又は、変更するよう交渉する要がある。

#### 4 労務

(1) 復帰後間接雇用制度適用の条件として米側は退職金及び労務管理制度につき要求越すところあり、上記は資産引継問題とも関連しているため対米交渉は進捗していないが、後者については基本的了解はえられる見通しであるので、前者につきまず大蔵省と話をつめることに努力すべきであると考えられる。

(注) このほか米側は軍労務者への健康保険制度の本土並適用にも問題ありとしているが、この点防衛施設庁、厚生省、労働省間で検討中。

(2) 上記のうち退職金は全軍労と米側との間に予想される、復帰に向けての一連の交渉の重要な一部であり、また結局は防衛施設庁等わが政府当局も関与せざるをえないと見られるので、早期解決は一層望ましいが同時に極めて慎重に扱う要がある。

- 11 -

(3) 間接雇用制度への移行のための準備作業

(労管組織設立、要員の確保、訓練等)は大規模かつ長時間を要するが(1)の事情のほか労使関係への日本側疏政側の介入を恐れる米側から積極的協力をえられず、その衝に当る防衛施設庁の準備は遅延しているが、米側を説得し、出来ることから着手するよう取計らう必要がある。

(4) このほか給与、保険等に関する労務者の債権、債務であつて、協定署名時までに米側との間に解決を要する問題もある。

- 12 -

### 5. VOA

(1) 米側は、在沖VOA中継活動の継続を沖縄返還の必須要件にて、さもなければ対議会説明がつかずとして固執しているが、わが方はわが国の対中国政策との関係においても、また、国内法上もこれが活動の存続は許容しえないと立場を堅持し、本問題は返還交渉の最大の政治問題ともなり得る可能性を示している。わが国としては、今後とも本件活動の復帰時における停止（施設の撤去なし処分を含む）に努力することとしたいが、米側はニクソン大統領も継続を強く望んでいると伝えられ、この点同大統領にわが方の立場を重ねて認識させることも必要かとの見方もある。（注）

（注） 当方推察によれば、他へ移転するとしても、その完了まで数年（最低3年か）はかかるという事情にあるものの如し。

- 13 -

- (2) 他方、米政府は本件問題解決の妥協策として復帰後の暫定的存続を示唆している。万一上記妥協策を余儀なくされる場合には、郵政省による国内法上の措置が必要である。
- (3) なお暫定的存続を認めることを余儀なくされる場合には、協定に上記を規定する必要があろうかと思われるが、この規定ぶりについては、国内法上とられるべき措置をも勘案して決定されることとなろう。
- (4) いずれにせよ本問題について過早に譲歩することなく、結着のタイミングについては交渉全般の成行きを見つつ決定すること然るべきと考えられる。

{ NHK (免)  
別種の合意 (特許)  
土地の使用権

## 6. 航 空

(1) 米側は漸次譲歩し現段階では暫定期間は7年、カボタージュは政府関係の輸送についてこれを認めて欲しい旨要求しており、特に暫定期間にについては長期間のものが必要なるべき旨強調している。わが方はカボタージュは如何なるものでも認められない旨強調しており（米側もこの点に關するわが方態度の固いことを認識し始めているやに見受けられる）、暫定期間についても応じられないとしている。

(2) わが国としてはカボタージュは絶対に認められず、暫定期間については最終的には2年程度は（航空局は内々、2年の暫定期間は止むを得なかるべきとしている）認めざるを得ないと考えられるが、米側はこれを容れるか否か疑わしく（非公式説明では米商慣習上「暫定」といえば3年が最低の由）場合によつては3年以上も考慮せざる

をえぬこともありうべく、運輸省と十分つめておく必要がある。

(3) 合意する際の方式としては、返還協定には含めないが、いずれにせよ現行の日米航空協定附表の修正という形をとる要あり、その<sup>より</sup>現行路線3の削除は当然として、<sup>より</sup>現行路線1及び2に那覇を追加するか否かの問題及び<sup>より</sup>TWA及びコンチネンタルを念頭におき東京に乗り入れざる如き路線（米国より那覇及び以遠）の新設の是非の問題が生ずる。（なお<sup>より</sup>についてはわが方の行政措置による手当ても考えられるが、1年以上に亘る場合は運営しくないとの意見が強い。）

## 7. 請求編

(1) 沖縄住民の対米請求の取扱い振りについてはすでに答年1/2月わが方の基本的な考え方をとりまとめ、対米要求項目をしほつた上米側に提示済みであるが、未だ米側からの正式回答には接していない。

上記わが方提案は、現地の要求諸項目中

- (1) 米側支出による処理を要求するもの4項目（講和前補償洩れ復元補償、那覇海没地、講和前補償洩れ人身損害及び入会）
- (2) 魂地法令上米側による処理又は米当局に対する提起が認められているものの復帰後ににおける米側の経続審議処理
- (3) 日本側による処理の用意あるもの1項目（復帰後提供施設の解放の際の復元補償）

からなるところ、その後の米側の非公式反応は、前記につき前2項目については米側による処理を妥当とするものなることを

認めつつも、その財源の捻出に苦慮しているものとみられ、回及びけについては異存なきものの如き感触を示している。

(2) 前記(1)の対米要求項目がその全部ではないにしても米側支出による解決をみるとことは、返還協定の国会審議上、また、復帰後の施設区域用地の円滑な確保のためにも是非とも必要であり、できる限りすみやかに米側の好意的回答を得るよう今後とも強力な対米折衝が必要である。

(3) 以上による米側又は日本側による処理から洩れる現地要求項目については、出来る限り幅広く日本政府の国内施策として手当がなされることが返還協定の国会審議及び施設区域用地の確保上重要であると考えられるところ、このための政府内部の決断を促すためにも前記対米交渉上の成果が必要であり、右成果を得次第所要の工作を開始すべきものと考えられる。

(4) 返還協定における請求権項の規定振り  
は、前記対米折衝の結論をえた上で奄美、  
小笠原両協定の関係規定を参照しつつ処理  
されることとなるが、その際前記(i)の(回及  
び)の点も併せ(然るべき形式により)手当  
てすることとなろう。

## B グループ

### 1. 裁判引き継ぎ關係

#### (1) 民事裁判關係

(1) 日本側は、民政府裁判所又は琉球政府  
裁判の如何を問わず、復帰までに行なわ  
れた確定裁判につき、公の秩序又は善良  
の風俗に反するものを除き、復帰後その  
効力を認めることとし、かつ、復帰の際  
係屬中の訴訟については、それまでに行  
なわれていた訴訟行為が本邦の法令中の  
相当規定により行なわれた訴訟行為とみ  
なししてこれを引き継ぐ方針である。

(2) 上記の方針は基本的には奄美復帰の際  
の日本側の措置と同様であり、わが方は  
奄美協定の該当条文と基本的に同趣旨の  
条文纂を米側に呈示済みである。

(3) ただ、上記の引き継ぎに当つては、民  
政府裁判所の訴訟手続が本邦の訴訟手続  
と基本的に相異することから、引き継ぎ

上技術的な問題があり、この問題をめぐつて今後条文表現上日米間でさらに意見の調整を行なう必要があるものと考えられる。

(2) 刑事裁判關係

(1) 日本側は、基本的姿勢としては、米側の希望どおり、民政府裁判所又は琉球政府裁判所の如何を問わず、復帰までに行なわれた確定裁判を引き続き執行し、かつ、復帰の際係屬中の事件については沖縄現地法令によりこれを引き続き裁判する方針であるが、上記の引き継ぎに際しては、わが憲法、刑法の基本思想に照らし布告・布令の刑罰規定中にはその効力を認め得ないものがある等、国内的及び対米交渉上機微な問題を含んでおり、従つて、わが方条文案については、現在関係各省庁との間で意見調整中の段階であつて、対米案文提示になお若干の時間を要する

見込みである。

(2) 本件引き継ぎ問題については米側としても重大な関心を寄せているとみられるところ、わが方憲法問題との関連もあり今後の条文交渉はなお相当の曲折が予想される。

## 2 地位協定の適用（施設、労務以外の分野）

### (1) 航空交通管制（ATC）

S T G の ATC 小委にて協議中であり、米側から考え方が示され、目下わが方の立場をとりまとめつつある。返還協定署名時までに ATC の大綱につき日米間の合意に達したいというのが米側の意向である。ATC のうち航空路管制については、米側は復帰後 2 年の時点で日本側に引継ぐことを提案しており、運輸省としてもこれに異存ない趣。航空通信はエアーリンクなる民間会社が行なっているが復帰と同時に運輸省がこれを引継ぐことは日米双方とも問題なしとしている。また嘉手納基地を中心とするアプローチ管制は、同基地の使用を認める以上は（本土の横田基地と同様）米側に実施させるほかはない。

なお那覇空港の扱いに関連する問題点は次のとおり。

(1) 米海軍機が常駐するか否か（上記 3(3)(1)）。

(2) 同空港は、いずれにせよ民間航空、自衛隊の双方が使用することとなるが、返還の場合の所属について運輸省、防衛庁間で意見の調整が未了のところ、運輸省は、当初、飛行場管制を担任するとしても引き継ぎの時点は 49 年 4 月といつていたが、最近になって 47 年 7 月に可能との意向を示している。また、防衛庁は復帰後 9 カ月といつている。

(3) 相当部分が民有地である土地の手当てにつき困難が予想されること—関係地主も多数にのぼることから、そのすべてにつき契約を締結するにはかなりの困難が予想される。

### (2) 電気通信（電話関係）

S T G 電気通信小委で軍・民電話網の接続関係、基地間軍用電話線の扱いの二面に分けて協議中。前者については、日本側（琉

球電々。復帰後は日本電々公社に合併されることが予定されている。)で新しくケーブルを設置することに原則的に意見が一致し、今後細目につき協議を行なうこととなる。後者は米側の資料提出まちであるが、その全長約 835 KM の大部分が道路下に埋設されたケーブルであるので、地位協定により「路線権」を認めることにすることが妥当と考えられるが、そのためにもあらかじめ防衛施設庁等の理解と協力を確保しておくことが必要である。

### (3) 電気通信(電波障害)

受信施設にかかる電気障害の排除とマイクロウェーブの伝播障害防止の 2 点につき米側から問題提起があり、目下資料を検討中。これらの問題については本土においても準拠すべき法令がなく、民事契約ないし話し合いにより一件ごとに解決を図つてい る。したがつて沖縄についても、かかる方

式により実施可能な限度において措置する以外に方法はないと考えられる。

### (4) 周波数の割当て

S T G 周波数小委の作業グループで、現に米軍が使用中の周波数を個別に検討中。日本側の都合(放送波等との関係)で関係米軍周波数の使用ぶりに変更を加える必要があるが、このためには関係通信器材の手直しをするものがあり、米側は所要経費を要求してくる見込である。この点関係省庁との協議を要する。

このほか、問題点としては、施設、区域外における軍人等によるアマチュア無線の使用があり、米側はその使用継続を求めてい る。(平和条約発効時これを暫定的に認めた前例あり。)

### (5) その他の諸問題

今後日米間でつめるべき地位協定適用上の主要な諸問題としては、次の如きものが

あり、いずれS T Gの場で検討を要する。

- (1) 地位協定の対象となる構成員の範囲
- (2) 第三国人軍雇用者の扱い
- (3) 第三国軍人による訓練又は演習の禁止
- (4) 施設、区域及び不開港におけるC I Qの扱い等
- (5) 日本人ガードの活動の本土並み化（特に武器使用等）
- (6) 私有車輌の登録及び検査
- (7) なお、地位協定の運用につき、現に本土で日米間に対立があり、復帰までに解決されることが望ましい問題のうち主要なものは次のとおり。
  - (1) 税、公課等に関連する問題（住民税、飲料税、固定資産税、自動車取得税、有料道路料金、入港料等）
  - (2) 15条機関の利用者の範囲
  - (3) 公社關係請求権

(7) 原稿を切り替へ

### 3. 作為・不作為

作為・不作為の効力承認は、米施政期間中の施政当局の適法な行政措置を適法なものとして確認するとの趣旨であり、奄美、小笠原の場合と同様、沖繩の場合も、桑港条約第3条に基づく授権の当然の帰結を、かかる形で確認することには特に問題はない、と考えられるが、なお、暫定措置法等による国内措置との関連もあり、関係省庁と意見調整中である。対米交渉上の問題はなんら予見されない。

#### 4 前文、返還地域の定義等及び条約適用

##### (1) 対米関係

前文、施政権返還及び返還地域の定義及び沖縄への条約適用関係については、客年12月12日付でわが方修正案を提示している。これに対する米側の正式回答は、まだ示されていない。

##### (2) 対内関係

前文における共同声明の取扱い振り及び協定における尖閣諸島の取扱い方（下記(3)参照）は、いずれも国内における論議の焦点となるものとみられる。

##### (3) 問題点

主要問題点は、次の2点である。

(1) 前文における共同声明への言及振りに關し、米側は、議会対策等の考慮から、共同声明による政治的諸了解を法律的文書たる協定前文で再確認したいとの考えに基づく案文を提示越した。わが方より

④ 実件書留  
是非書面

○ ○ ○ ○ ○

参考用

は、これに対し、共同声明はそれ自体として確定しているものであつて、その内容を協定で再確認する必要はないことを主張しつつ、米側の事情も考慮し、"Noting that the two Governments have conducted such consultations and have reaffirmed that the reversion of these islands to Japan be carried out on the basis of the said Joint Communiqué;" という修正案を提示した。これについて、米大使館事務レベルは、改善された面ありとしつつも、米案と異なり、「極東の安全をそこなうことなく」という点にふれていない等まだ難点はあるとのとりあえずの反応を示したが、米本国よりの正式の反応は示されていない。

(2) 返還地域の定義（第1条）に關し、米案は、返還地域を「奄美返還協定の対象地域を除く北緯29度以南の南西諸島」という趣旨の表現としている。わが方より

は、(i)平和条約第3条地域から返還すべきの奄美、小笠原を差引いた部分が今回返還される琉球諸島及び大東諸島であるといふ定義を置くとともに、(ii)この地域を附属書において経緯度線をもつて地理的に表現するといふ案文を提示した。米側は、尖閣諸島が日本領土であるとの米政府の見解に変更はないとしてしつつも、経緯度線で囲む方式によつて協定上尖閣問題を表面化することは避けたいとしている。わが方は、経緯度線による表現の採用方その主張を変えておらず、米側は、何らかの妥協案を考えているものの如くであるが正式回答を行なつていない。(下記C参照)

- 31 -

### 5. 復帰目標日

- (1) 日本側(本土、沖縄とも)は一般に政治的見地より1972年4月1日、行政的及び防衛引き継ぎ上の見地より同7月1日が望ましいとの空氣があり、他方米側は7月1日を行政上軍事上の目標日としている。(ただしこれに固執しているというほどでもない。)いずれにせよ日米とも正式に日付を提案し合つたことはなく、交渉の進展待ちであるが、当方としても然るべき時期に政治的決断を得て対米折衝に入り合意に達する必要性ありと考えられる。
- (2) 協定上の表現としては米側は対議会考慮上小笠原協定の如き抽象的なものを望むことを示唆しているが、当方にとつてはそのようになる場合でも協定署名時には合意された復帰目標日が何らかの形で国民に周知されることが望ましいと考えられ、この点あわせ対米折衝すべきものとみられる。

- 32 -

内閣の奄美返還の意味あるん  
2018/8

## 6. 防衛交渉

(1) 昨年来、日米防衛当局間にて協議が進められ、自衛隊の展開兵力の規模、予定される配備場所については了解に達しているが、(イ)防空責任（地対空ミサイル及び航空警戒管制）移管のタイミング、(ロ)地対空ミサイル（ナイキ、ホーク）及び航空警戒管制器材の購入問題の2点がまだ詰っていない。

(イ)の点は、日本側の復帰後1カ月、米側の18カ月が対立したが、当事者間では「日本側の配備完了には18カ月を要するが、12カ月で実質的に問題のない程度にまで進行するので、米側は12カ月で防空任務を終了する。」との線で了解点に達し目下米側請訓中。(ロ)は、米側提示額がミサイル関係2,440万ドル、航空警戒管制関係650万ドル（計3,090万ドル／約111億円）であるところ、目下防衛庁が大蔵省と連絡しつつ検討中。

## (2) 今後の問題点次のとおり。

- (イ) 防衛当局間の交渉が終了した段階で、これを外交ルートにて確認する必要性及び必要な場合の方式、タイミング。
- (ロ) 器材引継問題。（価格及び資産買取りとの関係、改装問題）
- (ハ) 復帰後12カ月間における自衛隊と米軍の責任分担、連絡系統の調整（特に防空責任の委任、ミサイルの扱いについての調整、取決めの要否）。
- (ニ) 自衛隊配備場所の確定（施設・区域の提供との関係、共同使用の段取り）。
- (ホ) 復帰前の準備工事（特に那覇空港の滑走路延長）。

## C グループ

### 1. 第三国関係

- (1) 第三国外資系企業及び第三国人の取扱い
- (1) 第三国から沖縄に現在自由に輸入されている農産物で復帰後は輸入クォータが課される可能性のあるものがある。  
(たとえば、デンマークからの豚肉輸入、ニューギーランドからの羊肉輸入、オーストラリアからの米輸入)
- オーストラリアからの米の輸入は、日本米の需給関係からみて復帰後は認められなくなるが、オーストラリアも右は止むを得ないものとして受けとつており、現に最近では本土米供与の影響によりオーストラリア米の輸入は減少している。
- 非自由化品目の輸入については、復帰対策要綱第1次分において従来の輸入実績が尊重されるよう配慮されることとされており、目下関係省において豚肉、羊

肉等の輸入をどの程度認めうるかの検討が進められている。

- (2) 沖縄にある第三国系企業、第三国人の資格、免許及び在留資格（朝鮮人・台湾人の永住許可を除く。）等の問題については、米系企業及び米国人とともに一括処理する。
- (3) 戦前から沖縄に在住する朝鮮人及び台湾人については、特別の事情がない限り出入国管理令に基づく永住許可を与えることとするとの方針につき、すでに関係省間の意見が一致している。
- (4) 第三国人のうち米軍に雇用されるもの（1970年10月現在約300人）については、地位協定上軍属は米国民に限られるので、いかなる場合にも軍属扱いはできない。現在在日米軍に勤務する少數（現在約20名）の第三国人に対しては特別在留資格を与えていたが、沖縄

の場合にも同様の措置を執りうるか、今後復帰までに検討を要する。

- (2) 尖閣諸島（上記B 4 参照）
- (3) 在沖縄米軍基地機能維持  
韓、台よりいろいろな形での関心表明あり。

## 2. その他

上記諸問題の他、協定問題となる（またはなりうる）もの及び協定問題ではないにしても協定署名までに実質的に処理しておく要ある問題として至急検討を要するとみられるものは次のとおり。

### (1) 米側の未完成建設プロジェクトの処理

米側の沖縄における建設プロジェクト等で復帰の際未完成のものについて、米側は日本側との間になんらかのアレンジメント（たとえば後進国援助の場合の2国間取極の如きもの）を行ない、復帰後引き続き当該プロジェクトを実施したい旨主張しているところ、かかる取極は立法事項を含み得るものと考えられる。（実体及び米側意図を至急調査の要あり。）

### (2) 国県有地の引き継ぎ規定等

国県有地等の引き継ぎ規定を置くか否か、置く場合にはいかなるものとするか要検討。  
米側によつてなされた埋立地の引き継ぎ、

干潟の引き継ぎについても同様。

(3) 琉球政府財産等の引き継ぎ規定

琉球政府の財産（債権・債務を含む）、権利・義務の引き継ぎ規定を置くか否か、置く場合にはいかなるものとするか要検討。

(4) 米民政府の記録の引き継ぎ規定

米民政府の一定の記録の引き継ぎにつき一般的規定を置くこととするか否か、又は、個々の関係事項毎に（即ち、裁判記録は裁判各項関係で処理）規定を置くこととするか等要検討。

(5) 国有地上の賃借権の継続

国有地を米側が私人に賃貸しているものを復帰後も継続するにすれば協定との関係はないか要検討。

(6) 未払軍用地料の処理

布令20号（賃借権の取得について）によれば米側は収用にかかる一定の土地の軍用地料を受取人のために琉球銀行に保管し、

10年が経過したときはこの地料は米側に帰属することになっている。（第7項d、尤もこの地料を受取る資格のあるものは米側に対しその請求をすることができる。同）

琉球政府、地主会連合会は復帰の際までに10年を経過し米側に帰属すべきこととなる前記未払軍用地料（復帰時点で100万ドルとも40万ドルとも言われるが実体不明）をそのまま代理受領した旨を要望している（琉政側は近く準備委に提案するため準備中の由。）ところ、本件要望を実現するためには別途対米交渉を要する。

(7) 奄美関係の為替貯金の債権債務の決済

奄美返還協定第3条3にいう奄美復帰に伴なう為替貯金業務に関する債権債務の決済については未だに日米間に合意が得られていないところ、本件処理振りにつき郵政、大蔵省間で考え方を至急とりまとめる要り。

(8) 布令 20 号下の土地に關し、地主の中には  
長期 10 年の賃貸料前払を受領しているもの  
があり、復帰日を来年 7 月 1 日とすれば、こ  
の時点で米側にとつては約 97,000 ドル（施  
設庁資料による。）の過払いが生ずることと  
なるところ、米側はかかる過払い分につき日  
本側による償還を求め越している。

（具体的には、復帰後再提供される土地の  
地主には、日本政府が前払いとの差額のみを  
支払うこととし、日本政府が一括して、過払  
い分を米側に償還することを求めている模様。）

他方、地主会連合会としては、かかる過払  
い分は償還の要なしとの態度をとることが  
予想されるところ（前払いに関する民立法に  
よれば、借賃の前払いがなされた期間の満了  
前に賃貸借の解除がなされた場合には、地  
主に対して払戻しの請求は行なわれないこと  
となつていて。同法第 6 条）、本件処理ぶり  
によつては、地主との間に困難な問題を生じ

しめることも考えらるべく、実態、法的側面  
等を早急に明らかにするとともに、対処方針  
を慎重に検討する要がある。

## II タイミング（作業目標）

3月中

- A グループにつき方針決定、対米対内折衝開始
- B グループ結着に努力
- C グループ検討

4月前半

- A グループ続行、一部結着
- B グループ結着
- C グループ結着

4月後半

- A グループ結着

4月末～5月初

- 文言確定
- 署名

延：翌24日朝  
参院議前

## III 交渉体制等

### 1. 対米交渉

- 大臣・米大使（公式、非公式）
- アメリカ局長・米公使（公式、非公式）
- 3課長・米参事官等レベル（非公式）

### 2. 対内連絡

- 大蔵省、対策庁、施設庁に重点
- （参事官・長官・部長レベル等）

### 3. 省内事務体制

- 問題点別サブ・グループ（事務官）
- 政治（V.O.A等）、財政・経済（資産、企業等）、  
米軍関係（施設、防衛等）、法的（請求権等）の  
4グループ